

宮崎県立 3 病院電子カルテハードウェア及び部門システム
更新設計支援業務公募型プロポーザル実施要領

平成29年 4 月

宮崎県病院局 経営管理課

1 目的

電子カルテシステム及びその他部門システムを含めた病院全体の情報システム（以下「システム」という。）は平成18年度に県立3病院に導入され、その後平成25年に現行システムへの更新を行っている。

現行のシステムは長期間使用することを前提として導入されており、その安定運用を図るため、導入から6年が経過する平成30年度中にサーバ等のハードウェアを更新するとともに、サポートの関係から長期間使用できない部門システムについても併せて更新を行うこととしている。

厳しい病院経営状況の下、必要最小限の費用で、効率的かつ効果的なハードウェア及びシステムの更新を行う必要があるため、設計業務について豊富な実績及び優れたアイデア等を持つ事業者を広く募集し、「公募型プロポーザル」により受託者選定を行う。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

宮崎県立3病院電子カルテハードウェア及び部門システム更新設計支援業務

(2) 業務内容

別紙「宮崎県立3病院電子カルテハードウェア及び部門システム更新設計支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から平成30年2月28日

(4) 委託者

宮崎県 病院局長 土持正弘

3 委託金額の上限

21,600,000円（消費税を含む）

4 参加資格

この企画提案競技に参加しようとする者の満たすべき要件は次のとおりとする。

(1) 本件業務の企画提案書提出の日までに、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第2条に規定する入札参加資格（営業種目が電算業務（その他））を有する者であること。

(2) 財産的基礎を有する者として次の条件に当てはまる者であること。

ア 資本金の額、資産、負債の状況等から財政的基盤が十分に整っていること。

イ 累積欠損がなく、かつ経営状況が良好であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(4) 平成24年4月以降に、「国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院、または公的病院（医療法第31条に規定の厚生労働大臣が定める者の開設する病院）」（以下、「公的な病院」という。）の電子カルテシステム等病院全体にわたる医療情報システムの導入または更新等に関する支援業務を1件以上受託し、履行した実績を有すること。

(5) 平成19年4月以降に、一般病床400床以上の公的な病院の電子カルテシステム等病院全体にわたる医療情報システムを対象とした、次のいずれかの業務実績を2件以上有する者を、本委託業務の全期間において総括責任者として配置できること。

ア システムの導入または更新等に関する設計、計画策定等に関する業務

イ システムの導入可能性調査、最適化計画策定等に関する業務

ウ システムの監査に関する業務

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。

5 実施要領等の交付

次のとおり、「実施要領」、「応募等様式集」、「採点基準表」、「仕様書」を交付する。

(1) 交付期間

平成29年4月26日(水)から平成29年5月26日(金)（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）までの午前9時から午後5時までの間

(2) 交付場所

下記「14 問い合わせ先」の場所

※「実施要領」、「応募等様式集」、「採点基準表」、「仕様書」については、上記期間中宮崎県病院局のホームページからダウンロードもできます。

ホームページアドレス <http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/byoin/>

6 参加申込書等の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

次のアからケの順にA4ファイル（タテ型）に綴じて、1部提出すること。

ア 参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 提案者概要（様式第2号）

ウ 委任状（様式第3号）

エ 同種業務実績一覧表（様式第4号）

オ 配置予定の総括責任者の実績（様式第8号）

カ 会社案内書、概要書等

キ 商業登記簿謄本（発行日から3ヶ月以内のもの）

ク 決算書（直近1期分）

ケ 納税証明書（法人税、消費税、事業税）（直近1期分）

(2) 提出期限

平成29年5月12日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（但し、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は、

応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。)とする。また、定められた期限までに提出がない場合は不参加とみなす。

(4) 提出場所

下記「14 問い合わせ先」の場所

7 参加辞退

参加申込書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を、病院局経営管理課あて持参又は郵送すること。

8 参加資格審査結果通知

参加申込書等の提出があった応募者については審査の上、平成29年5月16日（火）までに結果を通知するものとする。

なお、参加申込書等提出者が多数の場合は参加資格及び実績等について事前審査を行い、本審査を受ける者を3者から5者程度に選定することがある。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類（書類に押印の際は印鑑証明書の印を使用すること。）

次のとおり企画提案書を8部（正本1部、副本7部）、それぞれA4ファイル（タテ型）に綴じて、提出すること。

また、文字サイズは11ポイント以上とすること。

	内 容	様 式	規 格	枚 数
1	業務執行体制	様式第7号	A4	1枚
2	配置予定の総括責任者及び主要担当者の実績	任意 ※1	A4	2枚以内
3	提案書	任意	A4 ※2	20枚以内
4	工程計画	任意	A4	1枚
5	本業務に係る見積書	任意	A4	1枚
6	本業務に係る見積書積算資料	任意 ※3	A4	1枚
7	本業務に係る構築監理業務概要及び参考見積資料	任意	A4	2枚以内

※1 参加申込書で提出した総括責任者の実績を含め、主要担当者全員の実績をまとめたものとする。

※2 提案書はA3サイズ1枚をA4サイズ2枚分と換算して使用可能とする。

※3 見積書積算資料には可能な限り積算根拠を記入すること（人員、単価等）

(2) 提案書のテーマ及び工程計画の作成について

ア 提案書

別添の仕様書の業務内容について、提案内容を作成すること。

なお、業務目的を達成するために必要と思われる事項について、仕様書に記載がない場合も提案者が自由に提案してかまわないが、提案にあたっては、過去の実績や他病院の事例等を踏まえて具体的に提案すること。

イ 工程計画

仕様書の業務内容について、提案者が考える作業スケジュール、作業項目及び作業項目ごとの作業人員予定数（一日当たりの人数、延べ人数等）を記載すること。

(3) その他

作成方法については、仕様書、採点基準表を参考にすること。

(4) 提出期限

平成29年5月26日（金）午後5時まで

(5) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（但し、土曜日、日曜日及び祝日は除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は、応募者に属するものとし、期間内の提出がなかったものとみなす。）とする。

(6) 提出場所

下記「14 問い合わせ先」の場所

10 審査に関する事項

(1) 企画提案書の審査は、採点基準表に基づき、別途定める選定委員会に諮り、最優秀提案1件を選定する。

(2) 本審査を行うにあたり、企画提案に係るプレゼンテーションを行う。

ア プレゼンテーション実施日 平成29年6月1日（木）予定

事前審査通過者には本審査日程及び会場について別途通知する。

イ 出席者 3名以内（総括責任者となる方は、必ず出席すること。）

ウ 実施内容

(ア) プレゼンテーションを行う順序は企画提案書の提出順とする。

(イ) 実施時間は1事業者当たり35分以内とし、そのうちプレゼンテーションにかかる時間は20分以内とする。

(3) 審査結果は全ての企画提案者に対して文書により通知し、宮崎県病院局ホームページ上で公表する。

11 契約に関する事項

最優秀提案者と業務委託に関する詳細協議のうえ、委託契約を締結する。

なお、協議が整わず契約見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けて協議する。

12 提案書作成等の質問受付

提案書作成方法等の事項に関する質問については、次のとおり受け付ける。

なお、本企画提案競技に関する説明会は実施しない。

(1) 質問方法

質問については質問書（様式第6号）により電子メールで行うこと。

(2) 受付期限

平成29年5月17日（水）午後5時まで

(3) 回答方法

質問書受付後、質問内容とともに平成29年5月19日（金）までに、参加資格認定者全員に対して電子メールにて随時回答する。

(4) 受付場所

下記「14 問い合わせ先」のメールアドレスとする。

13 その他留意事項

(1) 応募者は、企画提案書の提出をもって、実施要領、応募書式集、仕様書の記載内容を承諾したものとする。

(2) この企画提案競技に関する必要な費用は、応募者の負担とする。

(3) 応募者が提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、病院局は、必要のある時は、応募者の承諾を得て提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

(4) 提出された書類は字句の誤り以外に変更できない。また、同一提案者が二つ以上の提案をすることはできない。なお、提出された書類は一切返却しない。

(5) 病院局が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(6) 本公募型プロポーザルの参加により、宮崎県から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

(7) 応募者が、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加申込書等を提出した以降契約締結までに、前記「4 参加資格」に定める要件のひとつでも満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

イ 提出期限内に企画提案書の提出がされなかった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合

(8) 本提案を受託した者及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件に係る構築業務の入札に参加することはできない。

上記の「資本関係又は人的関係」とは、次のア又はイに該当することをいう。

ア 資本関係

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（同法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。）と会社法第2条第3号に規定する子会社（同

法施行規則第3条第3項第1号に該当するものに限る。以下同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※ 役員とは、以下のaからdに掲げる役職とする。

なお、監査役、執行役員は役員に該当しない。

a 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

b 取締役（社会取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）

c 会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人

d 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

14 問い合わせ先

宮崎県病院局経営管理課 整備担当

郵便番号880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番10号

電話番号0985-26-7629

メールアドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.^{エル}lg.jp